

新型コロナウイルス感染症に関する固定資産税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税の負担を申告により軽減します。

軽減措置の概要は下記のとおりですので、該当となる方は、申告期限までに申告を行ってください。なお、詳細につきましては、陸別町役場町民課税務担当までお問合せください。

1. 軽減対象者

令和2年2月～令和2年10月までの間における任意の連続する3ヶ月の事業収入が、前年の同期間と比べ、30%以上減少した中小事業者等（個人又は法人）

2. 軽減割合

令和2年2月～令和2年10月までの間における任意の連続する3ヶ月の事業収入が、前年の同期間と比べ、

30%以上50%未満減少している場合	1/2軽減
50%以上減少している場合	全額軽減

3. 軽減対象となる固定資産

①事業用家屋

※個人の所有する自己の居住用の家屋は対象外です。なお、事業用と居住用が一体となっている家屋については、事業専用割合に応じた部分が軽減の対象となります。

②償却資産

4. 申告方法

『認定経営革新等支援機関等』から軽減措置の要件を満たしていることの認定を受けた申告書類を、陸別町役場町民課税務担当まで提出してください。

※『認定経営革新等支援機関等』とは、国が認定する公的な支援機関で、商工会、税理士、金融機関等が認定されています。

5. 申告書類

①特例申告書

「認定経営革新等支援機関等確認欄」がありますので、当該機関等の認定を受けてください。様式は陸別町役場町民課税務担当で配布しています。

②特例対象資産一覧

事業用家屋を所有する場合は、①の別紙「特例対象資産一覧」を添付してください。

様式は陸別町役場町民課税務担当で配布しています。

※償却資産については、令和3年度償却資産申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。

③収入が減少したことを証する書類の写し

会計帳簿や青色申告決算書など、収入が減少したことがわかる書類の写しを添付してください。

④事業用家屋の事業専用割合を示す書類の写し

個人事業主で事業用家屋を所有している場合は、青色申告決算書や見取り図など、事業用部分の割合が分かる書類の写しを添付してください。

6. 申告期限

令和3年2月1日（月）までに申告が必要です。

※申告期限までに申告がされない場合は、軽減措置を受けることができません。

【お問合せ先：陸別町役場町民課税務担当 電話番号0156-27-2141】